

◎水俣病被害者の救済及び水俣病問題

の解決に関する特別措置法

(平成二十二年七月一五日法律第八一号(衆))

一、提案理由(平成二十二年七月三日・衆議院本会議)

○水野賢一君　ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、水俣病被害者に関する救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取り組みを明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、政府は、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の暴露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、

公表するものとする。なお、一時金については関係事業者が支給する等とすること、

第二に、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直しについて、まず、環境大臣の指定を受けた特定事業者は事業再編計画を作成し同大臣に認可申請をしなければならず、同大臣は、当該事業者が一時金の支給に同意し、かつ、一定の要件に適合すると認めるときは認可をするものとする。また、この計画に基づき新たに設立する事業会社への事業譲渡等に関する特例を定めるとともに、事業会社の株式を譲渡しようとするときはあらかじめ環境大臣の承認を得なければならないものとし、この株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結するものとする。こと、

第三に、政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。こと、

なお、この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行うとの原則に基づいて行わなければならないものとする。こと

などであります。

本案は、本日の環境委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

……………(略)……………

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成二十二年七月八日)

○有村治子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案は、水俣病被害者を救済し、水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするものです。

委員会におきましては、提出者の水野賢一衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、原因企業分社化の必要性及び新会社の株式譲渡の要件、救済措置の対象者及びその内容、胎児性

患者等の生活支援の重要性、今後の対策に生かされる調査研究の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の仁比委員より、水俣病とすべき疾病について水俣病の認定をするための法制上の措置等と内容とする修正案が提出されました。

続く討論では、日本共産党の仁比委員より、修正案に賛成、原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。